



施設利用料金表

*公演の開催にあたっては連続する2区分以上でご利用ください。

令和元年10月1日改定 単位:円(税込)

施設	区分	基準額(税込)						
		午前区分 9時～12時	午後区分 13時～17時	夜間区分 18時～22時	終日 9時～22時	早朝延長 1時間	夜間延長 1時間	
大ホール	入場料などが 無料～3,000円以下	土曜・日曜 および休日	178,000 (124,600)	283,000 (198,100)	345,000 (241,500)	702,000 (491,400)	77,100	112,100
		平日	136,000 (95,200)	220,000 (154,000)	283,000 (198,100)	555,000 (388,500)	58,900	91,900
	入場料などが 3,001円以上	土曜・日曜 および休日	262,000 (183,400)	419,000 (293,300)	524,000 (366,800)	1,048,000 (733,600)	113,500	170,300
		平日	210,000 (147,000)	335,000 (234,500)	419,000 (293,300)	838,000 (586,600)	91,000	136,100
中ホール	入場料などが 無料～3,000円以下	土曜・日曜 および休日	73,000 (51,100)	115,000 (80,500)	136,000 (95,200)	283,000 (198,100)	31,600	44,200
		平日	52,000 (36,400)	95,000 (66,500)	115,000 (80,500)	220,000 (154,000)	22,500	37,300
	入場料などが 3,001円以上	土曜・日曜 および休日	105,000 (73,500)	168,000 (117,600)	210,000 (147,000)	419,000 (293,300)	45,500	68,200
		平日	84,000 (58,800)	136,000 (95,200)	168,000 (117,600)	335,000 (234,500)	36,400	54,600
小ホール	入場料などが 無料～3,000円以下	土曜・日曜 および休日	35,000 (24,500)	56,000 (39,200)	70,000 (49,000)	140,000 (98,000)	15,100	22,700
		平日	29,000 (20,300)	45,000 (31,500)	56,000 (39,200)	112,000 (78,400)	12,500	18,200
	入場料などが 3,001円以上	土曜・日曜 および休日	52,000 (36,400)	84,000 (58,800)	105,000 (73,500)	210,000 (147,000)	22,500	34,100
		平日	42,000 (29,400)	67,000 (46,900)	84,000 (58,800)	168,000 (117,600)	18,200	27,300

施設	区分	基準額(税込)					
		午前区分 9時～12時	午後区分 13時～17時	夜間区分 18時～22時	終日 9時～22時	夜間延長 (金/土のスタジオのみ) 22時～23時半	
スタジオ	スタジオ1・2・3(各22㎡)	1,000	1,600	2,100	4,200	700	
	スタジオ4(11㎡)	500	800	1,000	2,100	300	
	スタジオ5(82㎡)	1,900	3,000	3,700	7,300	1,300	
リハーサル室	リハーサル室1 (331㎡)	土曜・日曜 および休日	12,500	18,800	24,100	48,200	—
		平日	9,500	15,700	18,800	38,800	—
	リハーサル室2 (88㎡)	土曜・日曜 および休日	1,900	3,000	3,700	7,300	—
		平日	1,400	2,300	3,000	5,900	—

備考 1. 大ホール、中ホール及び小ホールを練習、準備又は後始末のために利用する場合は、基準額の10分の7の額とします。料金表の()内の額です。

2. 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいいます。

3. 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日とします。

4. 「入場料等」とは、入場料その他これに類するものとします。入場料等が複数種類以上ある場合は、その最高額をもってその金額とみなします。

※県域文化団体等が主催する場合または構成員の過半数が障害者基本法第2条に規定される場合、減免(割引)対象となります。

※施設利用料には、安全管理のための最低限の舞台スタッフ・フロントスタッフ人件費、光熱費、楽屋利用料が含まれています。

(早朝延長・夜間延長利用の場合は、舞台スタッフの延長料金が発生します。また、フロントスタッフ人件費は長時間に及ぶ公演や終演時間が予定よりも遅くなった場合に延長料金が発生することがあります。)

5. 記載内容は予告なしに変更する場合があります。あらかじめご了承ください。